

下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

下呂市農業委員会会長

金森 茂俊



令和 7 年下呂市農業委員会告示第 8 号

下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱

下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱（平成28年下呂市農業委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務） 第 2 条 （略） 2 前項の農業委員候補者等の評価にあたり、<u>推薦又は募集により提出された書類を審査するほか、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。</u> <u>（除斥）</u> 第 6 条 <u>委員は、自己、同居の親族若しくはその配偶者又は自ら推薦した者（団体が推薦者の場合は、自らが団体の代表者である場合に限る。）の選考に係る審議に加わることができない。ただし、評価委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。</u> <u>（会議の非公開）</u>	（所掌事務） 第 2 条 （略） 2 前項の農業委員候補者等の評価にあたり、<u>推薦及び募集に応じた農業委員候補者等の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。</u> <u>（招集）</u> 第 6 条 <u>評価委員会は、市長の求めに応じて委員長が招集する。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>第7条 会議は非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、評価委員会に諮ったうえで、公開することができる。</u> <u>第8条・第9条</u> （略） <u>（庶務）</u> <u>第10条 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。</u> （その他） <u>第11条</u> （略）	<u>第7条・第8条</u> （略） （その他） <u>第9条</u> （略）

附 則

この告示は、令和7年7月3日から施行する。